

国民年金障害基礎年金  
受付・点検事務の手引き

平成26年4月

第2版

日本年金機構給付企画部

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
初版	平成 24 年 11 月	
第 2 版	平成 26 年 4 月	Ⅲ 3 「障害基礎年金における特定期間の取扱い」を追加 Ⅷ 「障害福祉年金」を追加 参考資料を追加 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正に対応して修正 (平成 26 年 4 月 1 日及び平成 26 年 6 月 1 日に実施となる 改正に対応したもの)

## 目 次

### I 障害基礎年金に関する用語について

1 初診日とは	2
2 障害の程度とは	3
3 障害認定日とは	4
4 相当因果関係とは	6
5 新法と旧法（昭和60年改正前）とは	7

### II 障害基礎年金の請求方法について

1 障害認定日による請求とは	10
2 事後重症による請求とは	11
3 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求とは	12
4 20歳前の傷病による請求とは	13
5 平成6年改正法附則第4条による請求とは	15
6 平成6年改正法附則第6条による請求とは	16
注 老齢基礎年金の支給繰り上げを受けている場合	17

### III 障害基礎年金の納付要件について

1 障害基礎年金における保険料納付済期間とは	20
2 障害基礎年金における保険料免除期間とは	20
3 障害基礎年金における特定期間の取扱い	21
4 原則による納付要件（3分の2要件）とは	22
5 経過措置による納付要件（直近1年要件）とは	24
6 障害基礎年金の納付要件早見表	26

### IV 年金請求書の点検について

1 年金請求書（表面）	31
2 年金請求書（中面）	33
3 年金請求書（裏面）	35
4 請求事由の確認	37

### V 病歴・就労状況等申立書の点検について

1 病歴・就労状況等申立書（表面）	41
2 病歴・就労状況等申立書（裏面）	43

### VI 診断書の点検について

1 診断書の種類	47
----------	----

2	診断書に共通する留意事項	47
3	眼の障害用（様式第120号の1）	49
4	聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用 （様式第120号の2）	51
5	肢体の障害用（様式第120号の3）	53
6	精神の障害用（様式第120号の4）	57
7	呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）	61
8	循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）	65
9	腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）	69
10	血液・造血管器・その他の障害用（様式第120号の7）	73

## Ⅶ 初診日証明の点検について

1	初診日の証明	78
2	受診状況等証明書の点検	81
3	受診状況等証明書が添付できない申立書の点検	83

## Ⅷ 障害福祉年金

1	はじめに	86
2	旧国民年金法の障害福祉年金とは	87
3	旧国民年金法の障害福祉年金の事後重症請求	88
4	補完的障害福祉年金	89
5	経過的福祉年金	100

## Ⅸ 参考資料

先天性障害（網膜色素変性症等）：眼用	107
先天性障害：耳用	108
先天性股関節疾患（臼蓋形成不全を含む）用	109
糖尿病用	110
腎臓・膀胱の病気用	111
肝臓の病気用	112
心臓の病気用	113
肺の病気用	114
受診状況等証明書	115
受診状況等証明書が添付できない申立書	117
初診日に関する第三者の申立書	119
障害給付請求事由確認書	120
年金裁定請求の遅延に関する申立書	121
障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書	122

障害年金の子の加算請求に係る申出書	123
児童扶養手当額調書	124
生計維持証明(様式107号用)	125
線維筋痛症(重症度照会)	126
慢性疲労症候群(重症度照会)	127
化学物質過敏症(重症度照会)	128
傷病コード	132
障害等級表	133
ICD-10コード傷病名一覧表(精神及び行動の障害)	141
診断書作成の留意事項(眼の障害)	144
診断書作成の留意事項(聴覚等の障害)	145
診断書作成の留意事項(肢体の障害)	146
診断書作成の留意事項(精神の障害)	148
診断書作成の留意事項(呼吸器疾患の障害)	150
診断書作成の留意事項(循環器疾患の障害)	152
診断書作成の留意事項(腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害)	154
診断書作成の留意事項(血液・造血器・その他の障害)	156

## I 障害基礎年金に関する用語について

## 1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は健康診断日
- (5) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (6) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (7) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (8) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (9) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (10) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

（注）過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみて同一傷病として取扱います。

### ワンポイント！

障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整骨院、ほねつぎ、鍼灸院等は初診日と認められません。

発達障害（アスペルガー症候群や高機能自閉症など）は、自覚症状があつて初めて診療を受けた日が初診日となります。知的障害（精神遅滞）とは異なるので注意してください。